



木下 誠也

愛媛大学教授

アメリカ合衆国誕生以来、連邦政府による公共工事発注には、設計や仕様を詳細に定めた上で施工者を一般競争入札によって決定する方式が長く用いられた。すなわち、契約条件を詳細に固めて価格競争を徹底しようという考え方があった。ところが、この方式

では落札価格は低くなるものの、契約後当事者間で紛争が生じやすく、変更増要求による最終契約額の大幅増、手抜き工事の発生、工期の遅れなどの弊害が目立ってきた。

このため現在では設計から施工までを一括発注する「1984年契約競争法」は数年にわたる複数の仕事を一括して企業群と契約する方式を導入するケースが増えてきた。受注者の決定

「1984年契約競争法」が制定されて公共工事の調達に交渉方式が認められると、陸軍工兵隊等の軍の契約を中心にアサインビルド

業に一括して契約を行う方式がMAC (multiple award contract) として改めて定義され適用が大幅に拡大した。これは一回だけの公告により包括して契約を行う方式であり複数年にわたる契約とすることが多い。

現在、連邦の調達ルールをとりまとめているFAR (連邦調達規則) では、調達方式は「封印入札」(一般競争入札に相当)と「交渉契約」に分けられている。交渉契約は、わが国の随意契約に近い「単独調達」のほか、「プレゼンテーション」と「ベストバリュー方式」に分けられる。ベストバリュー方式では、価格、品質に対する懸念が増大する一方、良質な企業が生き残りにくい環境となっている。

様変わりしたアメリカの公共調達に学ぶ

は、単なる価格競争でなく過去の実績や技術提案を評価するなど品質重視で行われる。

連邦政府の調達制度の変遷をみると、戦後、「1947年軍調達法」(1949年連邦財産管理業務法)に枠組みが定められたが、省庁にも広がった。

さらには「1994年連邦調達円滑化法」の施行により、複数の仕事を複数の企

業に一括して契約を行う方式がMAC (multiple award contract) として改めて定義され適用が大幅に拡大した。これは一回だけの公告により包括して契約を行う方式であり複数年にわたる契約とすることが多い。

現在、連邦の調達ルールをとりまとめているFAR (連邦調達規則) では、調達方式は「封印入札」(一般競争入札に相当)と「交渉契約」に分けられている。交渉契約は、わが国の随意契約に近い「単独調達」のほか、「プレゼンテーション」と「ベストバリュー方式」に分けられる。ベストバリュー方式では、価格、品質に対する懸念が増大する一方、良質な企業が生き残りにくい環境となっている。

わが国においても、入札契約手続きを省力化し、良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達する観点から、アサインビルドやMACなどの多用な調達方式を選べる仕組みとする必要がある。このためには予算の単年度主義を弾力化するほか、技術重視で受注者を選定しやすいよう交渉手続きを導入するなど入札契約制度の抜本的見直しが必要である。

所論 諸論

省庁にも広がった。

さらには「1994年連邦調達円滑化法」の施行により、複数の仕事を複数の企

業に一括して契約を行う方式がMAC (multiple award contract) として改めて定義され適用が大幅に拡大した。これは一回だけの公告により包括して契約を行う方式であり複数年にわたる契約とすることが多い。

現在、連邦の調達ルールをとりまとめているFAR (連邦調達規則) では、調達方式は「封印入札」(一般競争入札に相当)と「交渉契約」に分けられている。交渉契約は、わが国の随意契約に近い「単独調達」のほか、「プレゼンテーション」と「ベストバリュー方式」に分けられる。ベストバリュー方式では、価格、品質に対する懸念が増大する一方、良質な企業が生き残りにくい環境となっている。

格を取得して現場の監理技術者を務め 促す入札契約方式を検討課題として示